

議案第51号

町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

2021年3月31日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、新たな学校づくりに関する事務を担当する特命担当課長を設置するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則を一部改正したい。
なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

新たな学校づくりに関する事務を担当する特命担当課長を設置するため、改正するものです。

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

(1) 教育総務課に特命担当課長として「新たな学校づくり担当課長」を置きます。

(第6条及び別表第1関係)

(2) その他文言の整理を行います。

3 施行期日

令和3年4月1日から施行します。

町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則（平成13年3月町田市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(部長等の職)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 指導室に室長を置き、室長は<u>学校教育部指導課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 略</p> <p>(課長等の職)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 <u>教育総務課に特命担当課長を置く。この場合の名称は、新たな学校づくり担当課長とし、新たな学校づくりに関する事務を担当する。</u></p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p>(教育機関)</p> <p>第16条 略</p> <p>第17条 <u>町田市立図書館条例（令和3年3月町田市条例第15号）</u>第1条の規定により設置された町田市立図書館（以下「図書館」という。）に総務係、企画・地域支援係、資料管理係、中央図書館サービス係、さるびあ図書館サービス係、鶴川地域図書館サービス係、金森図書館サービス係、忠生地域図書館サービス係及び堺図書館サービス係を置く。</p> <p>2・3 略</p> <p>(教育機関のその他の職)</p> <p>第23条 <u>第6条第4項</u>、第7条及び第9条の規定は、教育機関について準用する。この場合において、<u>同項中</u>「課及び教育センター（以下「課等」という。）」とあり、及び第7条中「課等」とあるのは「教育機関」と、第9条中「前4条」とあるのは「第22条並びに</p>	<p>(部長等の職)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 指導室に室長を置き、室長は<u>第6条第1項に規定する指導課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 略</p> <p>(課長等の職)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p>(教育機関)</p> <p>第16条 略</p> <p>第17条 <u>町田市立図書館設置条例（昭和33年10月町田市条例第49号）</u>第1条の規定により設置された町田市立図書館（以下「図書館」という。）に総務係、企画・地域支援係、資料管理係、中央図書館サービス係、さるびあ図書館サービス係、鶴川地域図書館サービス係、金森図書館サービス係、忠生地域図書館サービス係及び堺図書館サービス係を置く。</p> <p>2・3 略</p> <p>(教育機関のその他の職)</p> <p>第23条 <u>第6条第3項</u>、第7条及び第9条の規定は、教育機関について準用する。この場合において、<u>第6条第3項中</u>「課及び教育センター（以下「課等」という。）」とあり、及び第7条中「課等」とあるのは「教育機関」と、第9条中「前4条」とあるのは「第22</p>

第23条において準用する第6条第4項及び第7条」と読み替えるものとする。

別表第1（第3条関係）

学校教育部	教育総務課	(1)～(9)略 (10) <u>新たな学校づくりに関すること。</u> (11) 略 (12) 略 (13) 略 (14) 略 (15) 略 (16) 略 (17) 略 (18) 略 (19) 略 (20) 略 (21) 略 (22) 略 (23) 略
	略	略
略	略	略

別表第2（第26条関係）

名称	設置目的	所管機関
略	略	略
町田市生涯学習審議会	町田市生涯学習審議会条例（平成23年6月町田市条例第29号）第2条の規定に基づき、教育委員会の諮問に応じて <u>調査審議</u> し、その結果を答申すること。	生涯学習総務課
略	略	略

条並びに第23条において準用する第6条第3項及び第7条」と読み替えるものとする。

別表第1（第3条関係）

学校教育部	教育総務課	(1)～(9)略 (10) 略 (11) 略 (12) 略 (13) 略 (14) 略 (15) 略 (16) 略 (17) 略 (18) 略 (19) 略 (20) 略 (21) 略 (22) 略
	略	略
略	略	略

別表第2（第26条関係）

名称	設置目的	所管機関
略	略	略
町田市生涯学習審議会	町田市生涯学習審議会条例（平成23年6月町田市条例第29号）第2条の規定に基づき、教育委員会の諮問に応じて <u>調査、審議</u> し、その結果を答申すること。	生涯学習総務課
略	略	略

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(町田市公民館条例施行規則の一部改正)

2 町田市公民館条例施行規則（昭和53年10月町田市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第1条の2 略</p> <p>2 条例第3条に規定するその他必要な職員は、組織規則第23条において準用する組織規則<u>第6条第4項</u>、第7条及び第9条に規定する職員をもって充てる。</p>	<p>(職員)</p> <p>第1条の2 略</p> <p>2 条例第3条に規定するその他必要な職員は、組織規則第23条において準用する組織規則<u>第6条第3項</u>、第7条及び第9条に規定する職員をもって充てる。</p>